介護保険の制度改正

自分らしくいきいきと暮らすために

12年度からスタートした介護保険制度は、介護を社会全体で支える仕組みとして定着してきました。その一方で、要介護認定者の中でも軽度の方（要支援・要介護1の認定者）が急増し、急激な高齢化と相まって、介護保険から給付される費用も毎年増加しています。このような中、介護保険制度は5年ごとに行われる見直しにより、18年度から新しい枠組みでスタートすることになりました。今号では、その改正の内容についてお知らせします。

詳しくは介護福祉課介護サービス係（内線2553～2557）、同課保険係（内線4910・4911）へ。

介護保険制度改正の概要

介護保険制度の理念である、「自分の人生を、最後まで自分らしく尊厳を持って生き抜くこと」を基本としつつ、制度自体の持続可能性を高めていくため、制度の見直しを行います（表1を参照）。

新しい介護保険の全体像

12年に介護保険が開始して以来、要支援・要介護1の認定者が大幅に増えています。軽度の方は、転倒・骨折、関節疾患、高齢による衰弱などにより、徐々に生活機能が低下していく場合がありますが、適切なサービスを利用することで、状態を維持・改善できる可能性があります。

このため、今回の改正では介護保険制度を利用する全体像（表2を参照）を次の通りとしました。

①要介護状態の区分が、従来の6段階から7段階になります

②要支援1・2の認定者は、その方の意欲や能力を引き出す目標指向型のサービスである介護予防サービス（新予防給付）を利用できます

③要支援1・2の方が利用できる介護予防サービス（新予防給付）の中の、介護予防通所介護（デイサービス）・介護予防通所リハビリテーションでは、介護予防に一定の効果がある、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上が選択的メニューとして追加されます。なお、従前の介護予防に役立つプログラム（アクティビティ）も利用できます

④要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者（特定高齢者）は、要介護等の状態にならないよう、地域支援事業の介護予防サービスを利用できます

⑤要支援1・2の方が利用する介護予防サービス（新予防給付）であっても、要介護1～5の方が利用する介護サービスであっても、一部を除いてサービスの類型はほぼ同じですが、要支援1・2の方は、より目標指向型のサービス、「できること」を引き出すサービスを利用できます

⑥現在の介護認定は、有効期間が満了となるまでは有効です

表1　制度改正の概要

▷明るく活力ある超高齢社会の構築・制度の持続可能性・社会保障の総合化◁

これまでの課題	方針・方向性	改　正　点
□軽度者の大幅な増加 □軽度者に対する介護サービスが状態の改善につながっていない	予防重視型システムへの転換	■新予防給付の創設 ■地域支援事業の創設
□在宅と施設の利用者負担の公平性	施設給付の見直し	■居住費用・食費の見直し ■低所得者に対する配慮(17年10月から施行)
□独居高齢者や認知症高齢者の増加・在宅支援の強化・医療と介護との連携	新たなサービス体系の確立	■地域密着型サービスの創設 ■地域包括支援センターの創設
□利用者によるサービスの選択を通じた質の向上	サービスの質の確保・向上	■介護サービス情報に関する公表 ■ケアマネジメントの見直し
□低所得者への配慮 □市町村の事務の見直し	負担のあり方等の見直し	■第1号保険料の見直し ■保険者機能の強化 ■要介護認定の見直し

表2　介護保険の全体像

これまで	18年4月から	今後利用するサービス
要介護認定の非該当者	介護は必要ないが虚弱な高齢者	要介護等状態にならないための「介護予防サービス（地域支援事業）」
	要介護認定の非該当者	

6段階	7段階	
要支援	要支援1	生活機能の維持・改善を目的とした「介護予防サービス（新予防給付）」
要介護1	要支援2	
	要介護1	自立した生活を支援する「介護サービス（介護給付）」
要介護2	要介護2	
要介護3	要介護3	
要介護4	要介護4	
要介護5	要介護5	

※これまでの要支援に該当する方は、要支援1となります。また、要介護1に該当する方は、心身の状態等により要支援2と要介護1に分かれます。

地域包括支援センターの設立

地域包括支援センターは、日常生活で支援が必要な高齢者の健康維持や、自立した生活を支えていくための拠点です。地域包括支援センターでは、保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーといった福祉の専門職が協力し合って、高齢者やその家族の相談、要支援1・2の方の介護予防サービス計画の調整、特定高齢者の介護予防サービスの相談、計画等を行います。

市では、市内を3つの生活圏域に区分し、それぞれに地域包括支援センターを設置しました（表3を参照）。

表3　市内の各地域包括支援センター・生活圏域区分

名　称	生活圏域区分
☆西部地域包括支援センター（下里4－2－50、特別養護老人ホーム「けんちの里」内、☎472・0661、ファクス472・8560）	前沢四・五丁目、滝山、下里、柳窪、野火止、八幡町、弥生
☆中部地域包括支援センター（幸町1－19－5、東久留米市幸町デイサービスセンター内、☎470・8186、ファクス470・8188）	学園町、ひばりが丘団地、本町、幸町、中央町、南沢、前沢一～三丁目、南町
☆東部地域包括支援センター（大門町2－10－5、東部地域センター内、☎473・9996、ファクス473・9986）	上の原、神宝町、金山町、氷川台、大門町、東本町、新川町、浅間町、小山

地域支援事業（介護予防事業）の創設

今回の改正では、予防重視型システムへ転換する一環として、地域支援事業が創設されました。この事業は、要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者（特定高齢者）や元気な高齢者が利用できます。特定高齢者は、老人健康基本診査等で生活機能の状態をチェックし、一定の手順を経て選定（スクリーニング）されます。

特定高齢者の介護予防事業

特定高齢者は介護予防プランに沿って、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上や、認知症・うつ・閉じこもり予防といった事業を利用できます。これらの事業は、特定高齢者が要支援、要介護状態にならずに、日常生活において「できること」を増やすのを目的としています。また、定期的に目標達成度の評価を行います。

一般高齢者の介護予防事業

元気な高齢者（一般高齢者）には介護予防講習会等を行い、介護予防の重要性や正しい知識の普及・啓発を図ります。また、地域における自主的な介護予防に関する活動を育成・支援します。

介護保険料を改定しました

第3期（18年度～20年度）東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき介護保険料を改定しました（表4を参照）。

皆さんにお支払いいただく18年度の介護保険料は、7月に決定し、お知らせします。

増加する介護サービス費用

市の65歳以上の高齢者人口は、15年1月には1万9075人でしたが、18年1月には2万2137人と3年間で3062人増加し、今後も毎年1000人ずつ増えていきます。高齢化率は現在約19㌫ですが、20年には21㌫を上回る見込みです。

高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者（要介護高齢者）も増加しています。現在、要介護認定を受けている方は約2700人ですが、今後も徐々に増加し、20年度には3000人前後になると見込まれます。

また、12年度に介護保険制度が始まって以来、ホームヘルプなどの居宅サービスが利用しやすくなったこともあり、介護に要する費用は毎年増加しています。

施設サービスは、入所者の食費・居住費が自己負担化されたことなどにより一定の抑制が図られましたが、高齢化に伴い、今後も徐々に増加する見込みです。

このため、介護サービス費用は毎年増加し、20年度には17年度（約38億円）の1・3倍（約51億円）となることが見込まれます。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の改定

第2期の事業計画期間（15年度～17年度）の介護給付費（介護にかかる費用のうち、利用したときに支払う1割の本人負担分を除いた額）は約110億円でしたが、第3期（18年度～20年度）の介護給付費は約142億円となり、29㌫増加すると見込まれます。65歳以上の第1号被保険者には、給付費の約22㌫を介護保険料として負担していただいているため、介護給付費が増えることにより、介護保険料を、標準月額（注※）で約500円引き上げる必要が生じました。

※7段階ある保険料のうちの第4段階の額です。

このほか、高齢化により40歳～64歳の第2号被保険者の人数が減っているため、第2号被保険者の拠出割合が介護給付費の32㌫から31㌫に引き下げられたこと、新たに地域支援事業が創設されたことなどの理由により、第1号被保険者の標準保険料額を、月額3092円から3750円に改定（年額では3万7100円から4万5000円に改定）することになりました。

保険料の段階は7段階に

当市の介護保険料は、これまで5段階でしたが、18年度から7段階になります（表4を参照）。

①低所得の方の負担を軽減するため、市民税非課税世帯の方で前年の年金等収入額が年額80万円以下の方の保険料を、基準額の4分の3から2分の1の額に引き下げ、第2段階とすること

②所得の高い方により多く負担していただくため、課税されている方で前年の所得金額が500万円以上の方の保険料を、基準額の1・5倍の額から1・75倍の額の第7段階とすること

税制改正の影響を受ける方の激変緩和措置

税制改正により65歳以上の高齢者の非課税限度額125万円が廃止されました。これまで市民税が非課税で、税制改正により課税されることになり、介護保険料の段階が上がる方の場合は、激変緩和措置が設けられ、3年間で3分の1ずつ段階的に引き上げることとなりました（表5を参照）。該当する方には、7月に発送する18年度の介護保険料決定通知書でお知らせします。

特別徴収（年金天引き）の方の保険料は

特別徴収（年金天引き）の方の場合、引き上げとなった額は、年度後半の10月・12月・翌年2月の年金受給の際に調整することとなり、下半期の天引き額が増額となりますのでご理解ください（表6を参照）。

表4　介護保険料の改定

15年度～17年度（第2期介護保険事業計画）～現行は5段階

改定前（月額）			
基準額（第3段階）			3,092円

段階	対象者	保険料率	保険料（改定前・年額）
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、住民税非課税世帯の方	0.50	18,500円
第2段階	住民税非課税世帯の方	0.75	27,800円
第3段階	本人が住民税非課税者で、世帯員が課税の方	1.00	37,100円
第4段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	1.25	46,300円
第5段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	1.50	55,600円

18年度～20年度（第3期介護保険事業計画）～7段階に改定

改定後（月額）		増減額	増減率
基準額（第4段階）	3,750円	658円	21.3%

段階	対象者	保険料率	保険料（改定後・年額）	増減額	増減率
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方	0.50	22,500円	4,000円	21.6%
第2段階	住民税非課税世帯で、「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下の方	0.50	22,500円	△5,300円	△19.1%
第3段階	住民税非課税世帯で、「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円超の方	0.75	33,700円	5,900円	21.2%
第4段階	本人が住民税非課税者で、世帯員が課税の方	1.00	45,000円	7,900円	21.3%
第5段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	1.25	56,200円	9,900円	21.4%
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上、500万円未満の方	1.50	67,500円	11,900円	21.4%
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.75	78,700円	23,100円	41.5%

表5　17年度の税制改正により影響を受ける方への激変緩和措置

（17年度税制改正＝高齢者の非課税限度額125万円の廃止）

▽**対象者**　①住民税非課税から課税となる本人②住民税非課税から課税となる方が同じ世帯にいる非課税の方

段階	対　象　者		18年度	19年度	20年度
第4段階	税制改正がない場合は	第1段階または第2段階に該当する方	29,700円	37,300円	45,000円
		第3段階に該当する方	37,300円	40,900円	45,000円
第5段階		第1段階または第2段階に該当する方	33,700円	45,000円	56,200円
		第3段階に該当する方	40,900円	48,600円	56,200円
		第4段階に該当する方	48,600円	52,200円	56,200円

表6　特別徴収（年金天引き）の方の例

17年度＝第3段階⇨18年度＝第4段階の場合

	17年度	18年度	増減額
4月	6,100円	6,100円	0円
6月	6,100円	6,100円	0円
8月	6,100円	6,100円	0円
10月	6,600円	9,100円	2,500円
12月	6,100円	8,800円	2,700円
翌年2月	6,100円	8,800円	2,700円
計	37,100円	45,000円	7,900円

第3期老人保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

第3期（18年度～20年度）東久留米市老人保健福祉計画・介護保険事業計画は、地域で暮らすすべての高齢者を対象とした計画で、今後の福祉・健康施策・介護予防・生きがいづくり、また介護サービスの給付費やこれを支えるための保険料負担等を定めたものです。

この計画は、介護福祉課（市役所1階）、市政情報コーナー（同2階）、市内の各図書館でご覧になれます。

自分らしい生活を実現するために

元気な方も、支援や介護が必要な方も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるよう、次の視点を大切にしましょう。

自分でできることは自分で

サービスに頼る生活を続けると、生活機能はどんどん低下していきます。できる限り、自分の力を発揮していきましょう。

したいこと、できるようになりたいことを大切に

「こういう生活をしていきたい」「こんなことができるようになりたい」といった、一人ひとりの生活、自己実現を支援するのが、介護保険制度の本来の目的である自立支援です。あなたの意思、意欲が何よりも大切です。

目標と期間を設定してみましょう

漫然とサービスを利用して暮らすのではなく、明確な目標と、いつまでにそれを達成するのかといった期間を設定し、それを実現するためにどのようなサービスが必要なのかをもう一度考えてみましょう。

介護老人保健施設の開設準備室が設立

これまでは、市内に介護老人保健施設がなかったために、近隣市の施設に頼らざるを得ませんでしたが、19年3月から、幸町の旧分庁舎跡地に医療法人丸山会が介護老人保健施設〈仮称〉ケア東久留米を開設することになりました。

詳しくは平日の午前9時～午後5時に、（仮称）ケア東久留米開設準備室（幸町3ノ11ノ29、☎479・2600、ファクス479・2601）へ。

市民伝言板

会員募集

◆**護身術・捧術・武神館武術**（東久留米武道クラブ妙風庵）　毎週木曜日の午後と日曜日の午前が5歳児～中学生、日曜日の午後が一般。スポーツセンターで。入会金3000円、会費月3000円。詳しくは細谷☎421・4075へ。

◆**ママさんバレー**（九小WEST）　毎週火曜日が午後6時半～9時、土曜日が午後6時から、西中学校で。会費月1000円。経験者歓迎。詳しくは栗田☎459・1212へ。

◆**神宝茶道会**　月2回、第1・第3水曜日の午後2時～4時、東部地域センターで。会費月3000円。大日本茶道学会。いす式茶道。詳しくはきどころ☎474・2155へ。

◆**東久留米なぎなたクラブ**　毎週木曜日の午後6時半～8時半、本村小学校体育館ほかで。会費月1000円。初心者歓迎。見学自由。詳しくは加藤☎475・8541（夜間）へ。

◆**野鳥と自然環境の観察**（武蔵野野鳥の会）　主に日曜日の午前9時～午後1時ごろ、平林寺、高麗、三番瀬、石神井公園、光が丘公園、狭山湖ほかで。入会金500円、会費年3000円。バードウオッチング。初心者歓迎。リーダーが親切に指導。詳しくは新井☎476・0071へ。

◆**くるめヨガサークル**　毎週水曜日の午前10時～11時、中央公民館で。入会金1000円、会費月3000円。詳しくは矢形（やがた）☎421・5276へ。

◆**社交ダンス**（ニューセンチュリーK）　月4回、水曜日の午後1時～4時半。東部地域センターで。入会金1000円、会費月2500円。少し踊れる方。詳しくは小澤☎475・1555（夜間）へ。

◆**東久留米ラグビー・KRC**　主に毎週日曜日の午前8時～正午、東部運動広場（金山町二丁目）で。会費月1000円。体力・年齢・興味に合わせた活動。詳しくは小林☎475・8462（夜間）へ。

◆**料理**（ワイワイクッキング）　毎月第1火曜日の午前10時から、主に中央公民館で。会費1回1400円（体験も可）。1歳6カ月児以上の保育あり（100円）。詳しくは田中☎476・8233へ。

◆**ペン習字**（華月会）　毎月第1・第3木曜・土曜日の午後1時～4時、中央公民館で。会費月1600円。見学歓迎。詳しくは福原☎471・5960へ。

◆**健康マージャン**（アオイ会）　毎週水曜日の午後零時半～5時、下田会館（小山一丁目）で。入会金1000円、会費月1000円。初心者および少しできる方。親切な指導。詳しくは今成☎471・1284へ。

◆**健康づくり体操**（なかよし体操会）　毎朝6時10分～6時55分、スポーツセンター駐車場で。会費年1200円。体験自由、直接会場へ。詳しくは小野木☎421・0439へ。

◆**カラオケ**（東久留米年金者組合ひまわりクラブ）　毎月隔週水曜日の午前、東部地域センターで。会費月2000円。高齢・年金受給の方。歌謡曲でおなじみの作曲家が指導。詳しくは手崎☎471・3229へ。

◆**楊名時（ようめいじ）気功太極拳**（太極拳サークル）　毎週金曜日の午後2時～4時、青少年センター（久留米西団地内）で。会費月1500円。初心者歓迎。中・高年齢の方。詳しくは三島☎475・1798へ。

◆**書道**（琢磧〈たっけん〉会）　月3回、木曜日の午前9時半～正午、東部地域センターで。会費月2000円。初心者歓迎。詳しくは山本☎474・8456へ。

◆**木目込人形サークル**　毎月第1・第3火曜日の午前9時10分～午後3時40分、西部地域センターで。入会金1000円、会費月4000円。初心者歓迎。詳しくは永尾☎472・1003へ。

催し

◆**パーキンソン病治療の最新情報の講演会**（東久留米パーキンソン病友の会）　5月20日（土）午後1時～3時、西部地域センター多目的ホールで。参加費500円。講師は国立東京病院神経内科医長の栗博司氏。事前申込制。詳しくは青木☎473・2374へ。

◆**第15回定期演奏会**（東久留米交響楽団）　5月28日（日）午後2時開演（1時半開場）、中央公民館ホールで。入場料500円。チャイコフスキー交響曲第6番、チャイコフスキーバイオリン協奏曲ほか。詳しくは中原☎472・3323へ。

◆**少林寺拳法東久留米連盟演武大会**（同連盟）　5月28日（日）午後1時開始（正午開場）、スポーツセンターで。入場無料。詳しくは奈須川☎478・3970へ。

◆**歴史教科書（日中韓三国共同編集）学習会**（東久留米の教科書を考える会）　全9回（毎月1回）。第1回目が5月28日（日）午後2時～4時、中央公民館学習室で。講師は都立大学講師等の塚田勲氏。学生歓迎。詳しくは倉本☎473・4238へ。

◆**第二回東久留米音楽祭**（ナチュラルビンテージサウンド）　6月24日（土）午後3時～8時ごろ、市役所1階屋内ひろば・屋外ひろばで。入場料1000円（高校生以下無料）。お子さん～高齢の方。地域密着地元発信型の音楽。詳しくは高橋☎090・4936・4404へ。

◆**バザー**（杉の子学園第二福祉作業所）　5月25日（木）、7月4日（火）のいずれも午前10時から、滝山団地センター前広場（滝山四丁目）で。雨天の場合は5月26日（金）、7月6日（木）。バザー品のご寄付、当日売り子ボランティアを募集中。詳しくは同作業所・園部☎473・5896へ。

◆**ミニコンサート**（KKギタークラブ）　5月30日（火）午前10時半開演（10時20分開場）、東部地域センター講堂で。入場無料。重奏ほか。詳しくは堀☎473・0120へ。

◆**大人のためのギター講習会**（青春ギタークラブ）　6月8日・15日・22日のいずれも木曜日午後2時から、中央公民館学習室で。参加費3000円（講習と教材費）。3日間で音符の読み方、ギターの持ち方などをゆっくりと講習。詳しくは稲葉☎422・7401へ。

◆**おもいきり・社交ダンス・パーティー**（久留米ダンス）　6月4日（日）午後1時半～5時、スポーツセンター体育室で。参加費当日1000円（前売り800円）。オールダンスタイム。詳しくは大槻（おつき）☎474・0457へ。

◆**プレーパーク「冒険遊びをしよう」**（東くるめ冒険遊び場づくりの会）　6月3日（土）午前10時～午後3時ごろ、野外訓練施設（滝山公園内）で。参加費無料（活動への募金にご協力を）。パンとスープ作り。おわんとスプーン持参（野菜の持参も歓迎）。詳しくは下村☎472・4383へ。

その他

◆**富士山の自然観察バスツアー**（森のボランティア）　6月3日（土）午前7時に東久留米市役所前発（夕方同帰着）。中央道～富士スバルライン～五合目～お中道を2時間散策。参加費4800円（郵便振込〈口座00140―0―541675〉、森のボランティアあてに振り込みを）。弁当持参。詳しくは竹崎☎463・5932へ。

◆**バザー品提供のお願い**（自主保育グループかるがも）　6月4日（日）午前10時から、滝山団地センター前広場（滝山四丁目）で。雨天の場合は11日（日）。家具・電気製品・古着はお受けできません。詳しくは同グループかるがも・下田☎477・6492へ。

◆**わくわく川あそびの企画・運営会議**（川あそび準備会）　第1回、5月22日（月）がスペース105、第2回、6月1日（木）が市民プラザ会議室、いずれも午後7時から。参加費無料。詳しくは豊福☎475・7643へ。

◆**教科書をご寄付ください**（アジアの地雷・不発弾被害を伝える会東久留米支部）　カンボジアの恵まれない子どもたちの学校で使用します。古い教科書でも可。ただし、日本語は小学1年～6年生用、英語は小学1年～3年生用を希望。詳しくは同支部・村井☎422・2819へ。